

○高島市水道事業給水条例施行規程

平成17年1月1日

水道規程第7号

改正 平成19年3月7日水道規程第1号

平成21年4月1日水道規程第1号

平成22年4月1日水道規程第2号

平成24年4月1日水道規程第5号

平成25年12月26日水道規程第1号

平成26年4月1日水道規程第3号

平成27年4月1日水道規程第1号

平成28年3月24日水道規程第1号

令和2年3月31日水道規程第1号

令和2年5月15日水道規程第3号

令和3年2月10日水道規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、高島市水道事業給水条例(平成17年高島市条例第272号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人および総代理人の届出)

第2条 条例第5条第1項に規定する代理人の届出は、給水装置所有者代理人届(様式第1号)の提出を、同条第2項に規定する総代理人の届出は、共用給水装置総代人届(様式第2号)の提出をもって行う。

(修繕費等の徴収方法)

第3条 条例第7条第2項に規定する修繕費、条例第16条第1項に規定する給水装置の工事費、条例第25条に規定する加入金、条例第35条第1項に規定する手数料および条例第36条第1項に規定する工事負担金は、納入通知書(様式第3号)を発付して徴収する。

(給水管および給水用具の指定)

第4条 条例第10条の規定により水道事業の権限を行う市長(以下「市長」という。)が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品またはその包装、容器もしくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付す

ることの主務大臣の許可を受けた工場または事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの。

- (2) 製品が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの。
- (3) 製造または販売業者が自らの責任において、当該製品の令第5条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの。

2 前項の規定にかかわらず、施工技術そのほかの理由により市長がやむを得ないと認めた場合は、市長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 条例第11条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕、撤去の申込みは、給水装置工事申込書(様式第4号)の提出をもって行う。

(利害関係人の同意書の提出)

第6条 条例第11条第2項の規定により市長が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その書類はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。給水装置所有者の給水管分岐同意書(様式第5号)
- (2) 他人の所有地を通過し、または他人の所有する土地もしくは家屋に給水装置を設置しようとするとき。土地または家屋所有者の土地家屋使用承諾書(様式第6号)
- (3) 前2号の規定による書類を提出できないとき。給水装置工事申込者の誓約書(様式第7号)

(給水の申込)

第7条 条例第19条に規定する給水の申込みは、給水装置使用開始届(様式第8号)の提出をもって行う。

(メーターの設置位置等)

第8条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管または他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検および取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第9条 条例第20条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、市長が給水および建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

- 2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(メーターの損害弁償)

第10条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失またはき損したときは、メーター亡失(き損)届(様式第9号)を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、条例第21条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用休止、廃止、変更等の届出)

第11条 条例第22条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道の使用を休止または廃止しようとするときは、給水装置使用休止(廃止)届(様式第10号)の提出をもって行う。
- (2) 給水管の呼び径(メーターの取付け部分の口径をいう。以下同じ。)を変更しようとするときは、メーター口径変更届(様式第11号)の提出をもって行う。
- (3) 削除
- (4) 消防演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届(様式第13号)の提出をもって行う。
- (5) 水道の利用者を変更しようとするときは、給水装置利用者変更届(様式第14号)の提出をもって行う。
- (6) 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届(様式第15号)の提出をもって行う。
- (7) 消火栓を消防用に使用したときは、消防用水使用届(様式第16号)の提出をもって行う。
- (8) 代理人、総代人の住所または氏名に変更があったときは、給水装置代理人等変更届(様式第17号)の提出をもって行う。
- (9) 共用給水装置の使用戸数に変更があったときは、共用給水装置異動届(様式第18号)の提出をもって行う。

(給水装置および水質の検査の請求)

第12条 条例第24条第1項に規定する検査の請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第

19号)の提出をもって行う。

(料金等の納入期限)

第13条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあつては納入通知書を発したその月の末日(12月にあつては25日)、その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から15日以内とする。

(検針員身分証の携帯)

第14条 市長との契約に基づき、条例第29条に規定する水道メーターの検針業務に従事する者は、その身分を示す証明書(様式第20号)を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用水量の認定基準等)

第15条 条例第30条第1項の規定による使用水量の認定は、認定する月の前4か月の使用水量または前年度同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難いときは見積量による。

(臨時使用)

第16条 条例第32条第1項に規定する一時的に水道を使用する者とは、給水装置の新設後1年以内にこれを撤去する者とし、給水の申込みは給水装置臨時使用届(様式第21号)の提出をもって行うものとする。

(料金等の軽減または免除)

第17条 条例第37条の規定による軽減または免除は、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長が認めたものに対して行う。

- (1) 災害そのほかの理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) そのほか市長が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 前項第1号または第3号に該当することによる料金等の軽減または免除の申請は、水道料金等減免申請書(様式第22号)の提出を、同項第2号に該当することによる料金の軽減または免除の申請は、水道料金減免申請書(様式第23号)の提出をもって行う。ただし、第3号に該当する申請で市長が認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

(給水装置の検査に従事する職員の身分証明書)

第18条 水道法(昭和32年法律第177号)第17条第2項に規定する給水装置等の検査に従事

する職員の身分証明書は、様式第24号とする。

(水量損料の負担)

第19条 条例第41条に規定する水量損料は、次のとおりとする。

給水管の呼び径	損料の額
13mm	520円
20mm	730円
25mm	940円
30mm	1,680円
40mm	2,310円
50mm	3,360円
75mm	8,710円
100mm	16,270円
125mm	27,160円
150mm	43,260円
200mm	89,770円
250mm以上	その都度市長が定める。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理および自主検査)

第20条 条例第43条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理およびその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生労働省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の

設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査および残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(その他)

第21条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の今津町上水道事業給水条例施行規則(昭和60年今津町規則第4号)、安曇川町水道事業給水条例施行規則(平成12年安曇川町規則第15号)または高島町上水道給水条例施行規則(昭和49年高島町規則第16号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成19年3月7日水道規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年4月1日水道規程第1号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年4月1日水道規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年4月1日水道規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年12月26日水道規程第1号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

付 則(平成26年4月1日水道規程第3号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年4月1日水道規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月24日水道規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、改正前の高島市水道事業給水条例施行規程に規定する様式による

用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の訂正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和2年3月31日水道規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和2年5月15日水道規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年2月10日水道規程第1号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

給水装置所有者代理人届

年 月 日

高島市長

給水装置所有者

住 所

氏 名

電話番号



高島市水道事業給水条例第5条第1項の規定により、私に代わって高島市水道事業給水条例および高島市水道事業給水条例施行規程に基づく事項を処理させるため、下記のとおり代理人を定め届出します。

記

給水装置の所在地	
代理人住所氏名	

注 ご本人が署名する場合は、印かんは不要です。

様式第2号(第2条関係)

共用給水装置総代人届

年 月 日

高島市長

共用給水装置総代人

住 所

氏 名

電話番号



高島市水道事業給水条例第5条第2項の規定により、私が下記の者より総代人に選定されましたので、高島市水道事業給水条例を承知し届出します。

記

共用給水装置使用者

住 所 _____

氏 名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

注 ご本人が署名する場合は、印かんは不要です。

様式第3号(第3条関係)

滋賀県高島市		滋賀県高島市		滋賀県高島市	
納付書(公)		納入済通知書(公)		納入通知書兼領収書(公)	
No.		No.		No.	
年度 号	款 項	年度 号	款 項	年度 号	款 項
会計 水道事業会計	目 節	会計 水道事業会計	目 節	会計 水道事業会計	目 節
金 額		金 額		金 額	
合 計 額		合 計 額		合 計 額	
納 付 目 的	1 加入金 (口径 mm) 2 給水装置工事費 3 開栓手数料 4 調査設計手数料 5 その他 ()	納 付 目 的	1 加入金 (口径 mm) 2 給水装置工事費 3 開栓手数料 4 調査設計手数料 5 その他 ()	納 付 目 的	1 加入金 (口径 mm) 2 給水装置工事費 3 開栓手数料 4 調査設計手数料 5 その他 ()
納 付 期 限	年 月 日	納 付 期 限	年 月 日	納 付 期 限	年 月 日
上記のとおり納付します。		上記の金額を取納したので通知します。		上記の金額を納めてください。	
年 月 日		高島市水道事業企業出納員 宛 年 月 日		年 月 日 高島市長	
指定金融機関領収印		指定金融機関領収印 領収日付印		上記の金額を領収しました。 領収日付印	
(金融機関保管)		(市役所保管)		(納入義務者保管)	
				高島市役所(本庁・各支所) 滋賀銀行 京都銀行 関西みらい銀行 (本店・各支店) 滋賀県信用組合 レーク滋賀農協 京滋信用組合 近畿産業信用組合	

様式第4号（第5条関係）

（表）
給水装置工事申込書

年 月 日

高島市長

（給水装置所有者）

工事申込者 住所

氏名

㊤

電話番号

下記のとおり給水装置（新設・改造・修繕・撤去）工事をしたいので、高島市水道事業給水条例第11条第1項の規定により申込みます。

なお、高島市水道事業給水条例および関係法令等を遵守します。

記

給水装置の設置場所	
給水装置使用者	住所 フリガナ 氏名
施工業者名	
用途	一般用・工場用・営業用・その他（ ）
給水管の呼び径	mm 工事予定年月日 年月日

（注）1 施工業者は、高島市指定給水装置工事事業者に限る。

2 高島市水道事業給水条例、高島市水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。

市役所記入欄	加入金 円	受付者確認欄	水栓番号	
	調査設計手数料 円		工事年月日	年月日
			メーター指示数	m ³
			メーター検定	年月
	円		メーター桁数	桁
			配水区分	
	合計 円		検針地区コード	
検針順序				

(裏)

見取図

(注) メーター設置場所(◎印)は、道路境界および隣地境界との距離を記入すること。

(申込者特記事項)

様式第5号(第6条関係)

給水管分岐同意書

年 月 日

高島市長

同意者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

私所有の給水装置から分岐することを同意します。
なお、本同意に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。

記

1 給水装置の所在地_____

2 申 込 者 住 所_____

氏 名_____㊟

様式第6号(第6条関係)

土地家屋使用承諾書

年 月 日

高島市長

承諾者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

給水装置工事施行のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。
なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。

記

1 使用する土地家屋の所在地_____

2 申 込 者 の 住 所_____

氏 名_____㊟

様式第7号(第6条関係)

誓 約 書

年 月 日

高島市長

給水装置工事申込者 住 所
氏 名
電話番号



下記の給水装置工事施工について第三者から異議があっても、市に対してご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

記

給水装置工事の場所	
-----------	--

様式第8号（第7条関係）

給水装置使用開始届

年 月 日

高島市長

給水装置使用者 〒
住所
(フリガナ)
氏名 ㊟
電話番号

下記のとおり水道を使用したいので、高島市水道事業給水条例第19条の規定により届出します。

記

給水装置の所在地	高島市
給水装置の所有者	住所 氏名 ㊟
開始年月日	年 月 日
備考	

- (注) 1 所有者自らが使用する場合は、所有者欄の押印不要です。
2 公営住宅等の公的な貸借関係による場合は、所有者欄の押印不要です。
3 所有者が死亡されている場合は、先に給水装置所有者変更届を提出してください。
4 高島市水道事業給水条例、高島市水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。

市役所 記入欄	水栓番号		検定	年 月
	メーター番号		指示数	m ³
	開始措置日	年 月 日 ()	メーター桁数	桁
	開栓手数料	済 ・ 未		
	電算処理	入 力		確 認

様式第9号(第10条関係)

メーター亡失(き損)届

年 月 日

高島市長

給水装置使用者

住 所

氏 名

電話番号



下記の理由により保管使用中のメーターを亡失(き損)しましたので、届出します。
なお、損料等につきましては、直ちに弁償いたします。

記

給水装置の所在地	
給水装置所有者	住所 氏名
亡失(き損)年月日	年 月 日
亡失(き損)の理由	

市役所 記入欄	水栓番号	メーター番号	
	口 径	mm	有効年限 年 月

様式第10号（第11条関係）

給水装置使用休止（廃止）届

年 月 日

高島市長

給水装置使用者 〒
住所
(フリガナ)
氏名 ㊟
電話番号

下記のとおり水道を休止（廃止）したいので、高島市水道事業給水条例第22条第1項第1号の規定により届出します。

記

給水装置の所在地	高島市
給水装置の所有者	住所 氏名
休止（廃止）年月日	休止・廃止 年 月 日
備考	

(注) 転居による休止（廃止）の場合は、備考欄に転居先の住所（郵便番号）、電話番号を記入してください。

市役所 記入欄	水栓番号	電算 処理	入力	
	メーター番号		確認	
	停止措置日 年 月 日 ()			
	検定 年 月 指示数 m ³			

様式第11号(第11条関係)

メーター口径変更届

年 月 日

高島市長

給水装置所有者 住所
氏名
電話番号



下記のとおり給水管の呼び径を変更したいので、高島市水道事業給水条例第22条第1項第2号の規定により届出します。

記

給水装置の所在地		
給水管の呼び径	旧口径 mm	新口径 mm
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

市役所 記入欄	水栓番号		
		旧口径	新口径
	メーター番号		
	メーター指示数	m ³	m ³
	メーター桁数	桁	桁
	メーター検定年月	年 月	年 月
	変更後加入金	円	
	既納加入金	円	
	差引加入金	円	
	調査設計手数料	円	
計	円		

様式第13号(第11条関係)

消 火 栓 演 習 使 用 届

年 月 日

高島市長

消火演習責任者

住 所

氏 名

電話番号



下記のとおり消火栓を演習に使用したいので、高島市水道事業給水条例第22条第1項第4号の規定により届出します。

記

実 施 日 時	年 月 日 ()	午前 時 分から	午前 時 分まで
消 火 栓 の 設 置 場 所			
現 場 責 任 者	住 所 氏 名		
放 水 予 定 時 間	1か所	分間	
使 用 消 火 栓 数	栓		

注 消火栓使用時間は1栓当たり10分以内とする。

様式第14号(第11条関係)

給水装置使用者変更届

年 月 日

高島市長

給水装置使用者 印
(新使用者) 住所
(フリガナ)
氏名 印
電話番号

下記のとおり水道の利用者を変更したいので、高島市水道事業給水条例第22条第2項第1号の規定により届出します。

記

給水装置の所在地	高島市
旧 使 用 者	住所 氏名
給水装置所有者	住所 氏名 印 電話 () —
変更年月日および その理由 ()	年 月 日 ()

- (注) 1 所有者自らが使用する場合は、所有者欄の押印不要です。
2 給水装置所有者欄は、所有者と使用者の関係を証する書面の写しを添付したときは、押印不要です。
3 所有者の死亡により変更される場合は、先に給水装置所有者変更届を提出してください。
4 高島市水道事業給水条例、高島市水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。

市 役 所 記 入 欄	水 栓 番 号		電 算 処 理	入 力	
	メーター番号			確 認	
	検 針 日	年 月 日 ()			
	指 示 数	m ³			

様式第15号（第11条関係）

給水装置所有者変更届

年 月 日

高島市長

給水装置所有者 干
（新所有者） 住所
（フリガナ）
氏名 ㊟
電話番号

下記のとおり給水装置の所有者を変更したので、高島市水道事業給水条例第22条第2項第2号の規定により届出します。

記

給水装置の所在地	高島市
旧所有者	住所 氏名 ㊟ 電話（ ） —
変更年月日およびその理由（ ）	年 月 日（ ）

(注)

- 1 旧所有者死亡による承継の場合は、旧所有者の押印不要です。
- 2 新所有者がその事実を証する書面を添付する場合は、旧所有者の押印不要です。

市役所 記入欄	水栓番号				
	使用状態	使用中 ・ 休止中			
	電算処理	入力		確認	

様式第16号(第11条関係)

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

高島市長

住 所
氏 名
電話番号



下記のとおり消火栓を消防用に使用したので、高島市水道事業給水条例第22条第2項第3号の規定により届出します。

記

火 災 発 生 日 時	年 月 日 時
火 災 発 生 場 所	
使用した消火栓数	栓
使 用 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで

様式第17号(第11条関係)

給水装置代理人等変更届

年 月 日

高島市長

給水装置所有者

住 所

氏 名

電話番号



下記のとおり給水装置所有者代理人に変更があったので、高島市水道事業給水条例第22条第2項第4号の規定により届出します。

記

給水装置の所在地	
変 更 前	住 所 氏 名
変 更 後	住 所 氏 名
変 更 年 月 日	年 月 日

- 注 1 代理人、総代人が住所を変更したときは、住所欄のみ記入してください。
2 代理人、総代人を変更したときは、住所、氏名ともに記入してください。
3 ご本人が署名する場合は、印かんは不要です。

様式第18号(第11条関係)

(表)
共用給水装置異動届

年 月 日

高島市長

共用給水装置総代人

住 所

氏 名

電話番号



下記のとおり共用給水装置の使用戸数に異動があったので、高島市水道事業給水条例第22条第2項第5号の規定により届出します。

記

給水装置の所在地	
異 動 前	戸
異 動 後	戸
異 動 年 月 日	年 月 日

注 戸数の増減については、使用者氏名を裏面に記入してください。

様式第19号(第12条関係)

給水装置・水質検査請求書

年 月 日

高島市長

給水装置使用者

住 所

氏 名

電話番号



高島市水道事業給水条例第24条第1項の規定により、下記のとおり給水装置の水質の検査を請求します。

記

給水装置の所在地	
検査請求の理由	

検査手数料	記 事 欄	
円		

様式第20号(第14条関係)

表

第	号	検 針 員 証			
写 真	住 所	氏 名	年 月 日	年 月 日	生
	生年月日	年	月	日	生
年	月	日	発行		
高島市長					印

裏

注 意 事 項					
1	本証は、水道メーターの検針業務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。				
2	本証は、関係者から要求があったときは、いつでも提示し身分を明らかにしなければならない。				
3	本証は、他人に貸与、譲渡してはならない。				
4	本証を紛失または汚損したときは、直ちに再交付を願い出ること。				
5	検針業務に従事しなくなったときは、直ちに返却すること。				
6	本証の有効期間は、発行から1年とする。				

様式第21号(第16条関係)

給水装置臨時使用届

年 月 日

高島市長

給水装置使用者 住所
氏名 ①
電話番号

下記のとおり水道を一時的に使用したいので、高島市水道事業給水条例第32条第1項の規定により届出します。

記

給水装置の使用場所	
使用 する 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
1日使用予定水量	m ³
用 途	
備 考	

(注) 高島市水道事業給水条例、高島市水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。

記 事 欄	1日使用予定水量	m ³
	2月当たり水道料金	円
	使 用 日 数	日
	概 算 料 金	円

市役所 記入欄	水 栓 番 号	
	メーター番号	
	検 針 日	年 月 日()
	指 示 数	m ³

様式第22号(第17条関係)

水道料金等減免申請書

年 月 日

高島市長

申請者 住所
氏名
電話番号



下記の理由により の軽減(免除)を受けたいので、高島市水道事業給水条例
第37条の規定により申請します。

記

水 栓 番 号	
給 水 装 置 の 所 在 地	
軽 減 また は 免 除 を 申 請 す る 理 由	

様式第23号(第17条関係)

水道料金減免申請書

年 月 日

高島市長

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

高島市水道事業給水条例第37条の規定により、次のとおり水道料金の減免を申請します。

設備住所 _____ 高島市

漏水発見日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

漏水修理工事施行証明書(高島市指定給水工事事業者が記入)			
高島市長		証明日: _____ 年 _____ 月 _____ 日	
		修理業者 住所 _____	
		名称 _____ (印)	
		電話番号 _____	
次のとおり、漏水修理工事を施工したので証明します。			
漏水箇所	埋設部(地中 壁中 床下)		
	上記以外で発見困難な場所(詳細 _____)		
修理内容			
修理日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	修理後メーター指針	_____ m ³
メーター番号		パイロット回転の有無	有 ・ 無

※裏面に修理個所の現場写真(修理前、修理後)を添付してください。

【注意】

- 1 漏水の発見が困難な場合など特別の事情がある場合のみ、料金の一部を減免します。減免の決定は、修理後の水量確認等期間を要することがあります。
- 2 以下の場合、減免対象となりません。
 - ・温水ボイラー、湯沸し器、トイレのフロート・フラッシュバルブ等の故障によるとき。
 - ・高島市指定給水装置工事事業者でない者が、修理を行ったとき。
 - ・同一水栓で、過去2年以内に漏水による減免を受けたとき。

市役所 記入欄	水栓番号		指示数	m ³
	確認日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	確認者	

様式第24号(第18条関係)

(表)

第	号	職 員 身 分 証 明 書			
写 真		住 所			
		氏 名			
		生年月日	年	月	日生
上記の者は、高島市水道事業職員であることを証明する。					
		年	月	日	
					高島市長 印

(裏)

水 道 法 抜 粋	
第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。	
2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

様式第 1 号(第2条関係)
様式第 2 号(第2条関係)
様式第 3 号(第3条関係)
様式第 4 号(第5条関係)
様式第 5 号(第6条関係)
様式第 6 号(第6条関係)
様式第 7 号(第6条関係)
様式第 8 号(第7条関係)
様式第 9 号(第10条関係)
様式第 1 0 号(第11条関係)
様式第 1 1 号(第11条関係)
様式第 1 2 号 削除
様式第 1 3 号(第11条関係)
様式第 1 4 号(第11条関係)
様式第 1 5 号(第11条関係)
様式第 1 6 号(第11条関係)
様式第 1 7 号(第11条関係)
様式第 1 8 号(第11条関係)
様式第 1 9 号(第12条関係)
様式第 2 0 号(第14条関係)
様式第 2 1 号(第16条関係)
様式第 2 2 号(第17条関係)
様式第 2 3 号(第17条関係)
様式第 2 4 号(第18条関係)